

## 会 議 録

<b>会 議 名</b> (付属機関等名)		平成30年度 第2回川西市介護保険運営協議会 「介護保険料・地域包括支援センター・地域密着型サービス等施設部会」		
<b>事務局(担当課)</b>		福祉部 介護保険課		
<b>開催日時</b>		平成30年9月21日(金)10:00~15:10		
<b>開催場所</b>		川西市役所 2階 201会議室		
<b>出席者</b>	<b>委 員</b>	大塚保信、上農哲朗、橋本潤、市場大輔、毛利洋子、白石美智子		
	<b>その他</b>	(空欄)		
	<b>事務局</b>	根津倫哉、山本敏行、井口俊也、今井ひでみ、川上敬弘		
<b>傍聴の可否</b>		一部不可	<b>傍聴者数</b>	0人
<b>傍聴不可・一部不可の場合は、その理由</b>		川西市情報公開条例第7条第1項第5号の規定に該当することから傍聴不可とする。		
<b>会議次第</b>		1. 開会 2. 報告事項 「平成29年度 地域包括支援センター事業報告について」 3. 協議事項 「平成30年度 川西市地域密着型サービス事業者公募について」 4. その他 5. 閉会		
<b>会議結果</b>		別紙審議経過のとおり		

## 審議経過

事務局

定刻になったため、ただいまより平成 30 年度第 2 回川西市介護保険運営協議会「介護保険料・地域包括支援センター・地域密着型サービス等施設部会」を開催する。本日はお忙しい中ご出席いただき感謝する。

はじめに、平成 30 年 7 月 30 日に川西市介護保険運営協議会「介護保険料・地域包括支援センター・地域密着型サービス等施設部会」の任期満了に伴い、平成 30 年 8 月 1 日より新しい委員が任命された。一言ずつ自己紹介をお願いする。

(委員自己紹介)

(事務局自己紹介)

事務局

つづいて、介護保険運営協議会「介護保険料・地域包括支援センター・地域密着型サービス等施設部会」の部会長・副部会長の選出について、事務局より説明する。

川西市介護保険運営協議会規則第 5 条第 2 項に基づき部会長と副部会長を決定したい。本来ならば、部会に属する委員の互選によって決めるが、介護保険運営協議会においては、大塚会長と藤末委員に職務代理を担っていただいていた。そこで事務局案として、大塚会長を部会長に、上農委員を副部会長にと考えているが、いかがか。

(委員より異議なしとの声)

事務局

「異議なし」との声があったので、川西市介護保険運営協議会の部会長を大塚委員に、副部会長を上農委員に決定する。大塚部会長には指定の席へ移動をお願いする。大塚部会長にご挨拶をお願いします。

(部会長挨拶)

事務局

これ以降の協議会等について、大塚部会長をお願いします。

部会長

出席の確認を事務局をお願いします。

事務局

委員の出席を確認する。委員 8 名中、5 名の出席をいただいております。傍聴希望は無い。本日は活発なご意見・ご審議をよろしくをお願いします。

事務局より、資料確認をお願いします。

事務局

【資料確認】

部会長

本日は非常にタイトなスケジュールとなっており、委員の皆様は大変かと思うが、よろしく願います。

報告事項2、「平成29年度 地域包括支援センター事業報告について」について事務局より説明をお願いします。

事務局

【資料「平成29年度地域包括支援センターの状況（ホチキス止め5枚）」に基づき報告】

部会長

今の説明について、説明不十分の箇所など無いか。様々な観点からの指摘をお願いしたい。

委員

資料1 ページ目のH29居宅介護支援について、総合事業で代用したと理解してよいか。

事務局

平成28年度までは総合事業がなく、居宅介護支援としていた。総合事業が始まることによってケアマネジメントが分かれた。

委員

ケアマネジメントが総合事業にあたるということか。

事務局

そのとおりである。

部会長

他にないか。

委員

資料5 ページ目の認知症サポーター養成講座について、小学校は何年生が対象か。小学校全体ではなく、対象学年を決めているということか。

事務局

そのとおりである。

委員

地域住民には案内をしているのか。

#### 事務局

地域住民には内容を案内し、認知症サポーター養成講座を数回受けていただき、受講者にはオレンジリングを配布して認知症への正確なご理解をいただいている。また、オレンジリングによって、認知症の本人やご家族が認知症に理解のある人があることを実感し、認知症の相談をしやすい、認知症の方が安心して歩けるまちづくりとして考えている。

#### 委員

川西市民であるが今回初めて知った。市の広報誌などで案内しているのか。もう少し宣伝した方が良いと感じた。

#### 部会長

他にないか。

#### 委員

資料4 ページ目の中央包括高齢者虐待対応状況について、相談・通報者が「警察」や「介護支援専門員」からの件数が多いが、「隣人・知人」からの相談通報が高くない。虐待は行政としても重要な位置づけになっていると思うが、今後地域に向けた普及啓発はどのように考えているのか。

#### 事務局

中央包括でも、地域包括への案内やパンフレットを配布している。地域においては、地域包括の方が中央包括よりも知名度が高く、最初の相談先としては中央包括が選択されることはあまりない。したがって地域包括が地域住民にとって身近であるならば、地域包括の普及啓発を今後行っていきたい。

加えて、例えば子供の虐待においては、大声で泣いている、叫び声が聞こえるなどがあった場合に通報するような啓発を政府としても行っている。一方、高齢者においては、叫ぶ等がなく、隣人等が虐待を把握することが難しい密室下で行われていることが多い。そのため、子供と高齢者の虐待では環境が違うのが現状であり、「隣人・知人」からの通報件数が伸びない背景として考えられる。

#### 部会長

虐待の概念は広く、捉え方が難しい。人を見下すことや言葉による暴力や侮辱といった形のない虐待もある。

委員からないか。

#### 委員

地域包括支援センターの仕事の多様さに感心しており、今後とも勉強していきたい。

#### 部会長

他にないか。

委員

資料4 ページ目の中央包括高齢者虐待対応状況について、相談・通報者の「その他」が 112 件あるが、例えばどういったことが含まれるのか。

事務局

一番多いのは現場の地域包括から中央包括への相談が多い。割合については出していない。他にはデイサービス等の介護事業所からの相談もある。

委員

病院も含まれるのか。

事務局

病院も含まれる。列挙した項目以外の全てが含まれている。

部会長

虐待は大きな問題であり、先程も申し上げたが目に見える虐待もあれば目に見えない虐待もあり、希薄な隣人関係のなかでは発見するのも難しく思う。

他にないか。

他になければ、協議事項3.「平成30年度 川西市地域密着型サービス事業者公募について」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

【資料「スケジュール」、「採点票」、「採点基準」に基づき説明】

部会長

今の説明でよいか。繰り返しになるが、現地の場所等を視察し、この場所でよいかをご確認いただく。帰還後昼食をとり、午後からヒアリングを行う。ヒアリングは最初に業者から説明があり、採点表に基づき事務局から質問する。質問後ただちに次の質問に移るため、随時ご採点いただきたい。この後現地視察へ向かう。

委員

ヒアリング後に質問してもよいか。

部会長

聞き漏らした点やさらに深く聞きたい点があれば是非ご質問いただきたい。ただし、質問事項が多くあるため、随時の採点をお願いしたい。

委員

看護小規模多機能型居宅介護の「多機能型」とはどういった種類が含まれているのか。

事務局

施設の類型において定められており、川西市においてはこの度看護小規模多機能型居宅介護を初めて設置する。これは小規模であるが、通所や宿泊施設等を複合的に持っている施設である。

委員

従来ある施設に加えてなのか。

事務局

特別養護老人ホームのような大規模・広域型の施設もあるが、地域密着型という中学校区域で設置するものもある。今回公募する看護小規模多機能型居宅介護には、小規模多機能へさらに看護機能を付加したものを公募している。公募要項にもあるが、今回は市内 7 か所の中学校区域について募集をかけている。

委員

受け入れる者に対しての制限はあるのか。

事務局

今回は地域密着であるため、川西市民限定の予定である。

委員

認知症の方についても、これまではグループホームでないと受け入れないなどあったが、ある程度の受け入れが可能なのか。

事務局

グループホームについては施設内で生活していただくが、今回公募する施設は通所とショートステイを前提としているため、長期間の宿泊は対応していない。

事務局より追加で 1 点説明したい。この度就任していただいた委員各位には川西市介護保険運営協議会のうち、介護保険料・地域包括支援センター・地域密着型サービス等施設部会の委員となっていたが、運営協議会には全体会もあり、そこでは介護保険制度全般についてご協議いただく。平成 30 年から平成 32 年を期間とする第 7 期の事業計画の策定も全体会にてご審議いただいている。皆様に所属していただいている部会では、介護保険料、地域包括支援センターに関することを決定していただく。加えて、今回のような施設公募があった際に、事業者が適切かをご協議いただく。また、この部会とは別に生活支援体制整備部会というのがあり、そこでは生活支援体制を専門的にご協議いただく部会である。これらを合わせて介護保険運営協議会を構成している。介護保険料・地域包括支援センター・地域密着型サービス等施設部会の委員任期については平成 30 年 8 月 1 日からの任期となっているが、生活支援体制整備部会の委員については、任期が継続している委員もあり、任期が一律ではないことをご理解いただきたい。

委員

事業計画が 3 年ごとで平成 30・31・32 年度となっているが、平成 30 年度の事業計画はまだでき

ていないのか。

事務局

平成 29 年度にできている。そのために平成 28 年にアンケートの実施や運営協議会による協議を経て平成 29 年度末に完成している。

委員

委員の任期も事業計画ごとになっており、平成 29 年度に策定した事業計画の初年度の途中ということか。

事務局

そのとおりである。事業計画も後程配布する予定である。

委員

今回はその計画の審議はしないということか。

事務局

審議はしない。現在は第 7 期計画が平成 32 年度までであり、次の平成 33 年以降の第 8 期計画についてご審議いただく予定である。

委員

事業計画は全国的に 3 年度ごとで同じ期間なのか。

事務局

同じである。

部会長

来年の 5 月から元号も変わり、少々ややこしくなっている。

委員

県の支援計画も同じか。

事務局

同じである。

部会長

今回の標題が平成 30 年度第 2 回川西市介護保険運営協議会 介護保険料・地域包括支援センター・地域密着型サービス等施設部会となっているが、この部会では介護保険料、地域包括支援センター、地域密着型サービス等施設についてご協議いただく部会である。

本日は、この後 11 時 10 分より整備予定地の視察を行い、昼食を経て午後から再開する予定であ

る。

#### 委員

小規模多機能型施設とは、中学校区限定なのか。川西地区にあるため川西地区の住民限定ということか。

#### 事務局

中学校区限定ではない。7ヶ所の中学校区すべてで整備しており、現在明峰地区にて最後の1ヶ所を建設中である。したがって、小規模多機能型施設は市内全中学校区にある。そして、新たに看護小規模多機能型居宅介護を市内全体で1ヶ所設置予定である。

#### 委員

在宅医療に携わる立場としては、小規模多機能型施設の利用者に対しては在宅医療が非常にやりにくい。医療制度上の制限があり、実質的に地域の診療所からの協力は得られないと思われる。制度上の欠陥だと感じる。

小規模多機能において、通所・泊まり・通所と続いた者については、通所時間内の訪問診療をしても算定ができない。泊まりの間は算定ができるが、現実的に泊まりの時間帯（午後8時以降）に行う訪問診療は診療時間外であり、かかりつけ医が訪問するにはハードルが高い点についてどうするのか。一つ考えるのは、協力医療機関から診療に来るのかと思うが、それでは地域包括ケアとはズレがあるように思われる。つまり、協和会の勤務医が日中に診療するのは給料の範囲内であるが、診療所の医者にとっては訪問診療費がない現状ではボランティアに近く、訪問するのが躊躇われる。

#### 事務局

小規模多機能のデイサービス利用中に施設へ診療に行くということか。

#### 委員

多くの利用者がデイサービス・泊まり・デイサービス・泊まり…を繰り返すような利用をしている。そうした利用者のデイサービス利用内に訪問診療できないということである。往診自体は可能であるが、往診した場合、それ以降の時間においてデイサービスを打ち切らなければならなくなっている。そのため、往診時には一度帰宅するよう促しており、市に意見するものではないが、あまりよい制度とは言えないと感じている。

#### 部会長

これをもって午前の部会を終了する。この後11時10分より整備予定地の視察を行い、昼食を経て午後から再開する予定である。

(候補地見学)

#### 部会長

定刻になったため、開始する。「地域密着型サービス事業者施設整備候補法人選定に係るプレゼン

テーション」は公開とするが、以降は川西市情報公開条例第7条第1項の規定に該当するため、傍聴については不可とさせていただくので、ご了承をお願いしたい。傍聴の方はおられるか。

事務局

傍聴はない。

以下会議録は非公開

部会長

それではこれを持って結論とさせていただき、本日の部会は以上をもって閉会とさせていただく。本日はありがとうございました。

以上